

大分県診療所等における 賃上げに対する支援事業費補助金

医療機関等が賃金・物価上昇の影響を受けている状況を踏まえ、医療機関等の従事者の処遇の改善につなげるため、医療機関に対して賃上げに必要な経費を補助します。

申請期間：令和8年4月16日（木）～5月29日（金）

対象施設

賃上げを実施する医療機関（診療所、訪問看護ステーション、薬局）
※ベースアップ評価料の届出等、詳細は県HP（下記URL）をご確認ください。

補助額

施設区分	補助額
有床診療所(3床以上)	7.2万円/床
有床診療所(2床以下)・無床診療所	15万円/施設
訪問看護ステーション	22.8万円/施設
保険薬局(5店舗以下)	14.5万円/店舗
保険薬局(6店舗以上19店舗以下)	10.5万円/店舗
保険薬局(20店舗以上)	7万円/店舗

申請方法

下記のページをご確認のうえ、**電子申請**にてお手続きください。
(補助金振込先口座の通帳をお手元にご準備ください。)

【診療所、訪問看護ステーション】

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/12620/chinage.html>

(診療所、訪看)

(薬局)

【薬局】

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/12610/yakkyoku-chinage.html>



お問い合わせ先

【診療所、訪問看護ステーション】 大分県福祉保健部医療政策課 医務班
電話 097-506-2775

【薬局】 大分県福祉保健部薬務室 薬務班
電話 097-506-2650

受付時間8時30分～17時15分（12時～13時を除く）
※土、日、祝祭日は除く